

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：小規模保育事業所パオパオルームⅡ	種別：保育所	
代表者氏名：戸松 幸大	定員（利用人数）：12名（12名）	
所在地：愛知県あま市木田飛江ノ見63-1		
TEL：052-526-6550		
ホームページ： http://www.kida-preschool.com/paopao/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和 3年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：学校法人 長沢学園		
職員数	常勤職員：5名	非常勤職員：5名
専門職員	（施設長） 1名	（保育補助） 1名
	（保育士） 7名	
	（看護師） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 1室	（設備等）園庭（施設内）
		園庭（連携施設 木田幼稚園）

③理念・基本方針

★理念

「生きる」… 人間として生を受けたことに感謝する
 「生かす」… 人々の為に自己を役立てる
 「生かされる」… 父母の愛、人々の情、自然の恵み、仏様の慈悲に守られて
 社会の為になくてはならぬ 人として、この世に生かされる

★基本方針

良く遊ぶ
 良く絵本を読む
 個性を尊重したお子様を育てる

④施設・事業所の特徴的な取組

定員12名の小規模保育園
 保育士8名 + 看護師1名の配置で手厚く、安心、安全な保育環境

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年11月14日(契約日) ~ 令和 6年 7月19日(評価確定日) 【令和 6年 3月14日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆自然の中から理念を学ぶ

仏教保育に根差した「生きる」、「生かす」、「生かされる」を柱とした法人の基本的な理念がある。保育を通して、その考え方が0～2歳の子どもにも分かるような仕組みがある。法人本部のある木田幼稚園に遊びに行けば、子どもたちは様々な小動物の姿に接することが出来る。ここで、子どもたちは生きること、活かすこと、活かされていることの実態を目の当たりにする。

◆バランスの取れた職員配置

定員12名の小規模保育園であり、開設から2年目の若い保育園である。正規職員は入職1年目の職員がほとんどであるが、パート職員には保育経験の豊かな職員を配し、バランスの取れた職員配置が実現している。採用関係(職員確保)は法人本部が主管しており、園に欠員が生じた際には、直ちに採用活動を行って職員の補充が行われている。

◆愛着関係の形成

利用する子どもは12名であり、子ども一人ひとりと密接に関わることが可能である。さらに、個々の発達段階に応じて、家庭と連絡を密に取っており、情報の共有に努めている。それらを前提として、ゆったりと優しく応え、愛情豊かに接することを心がけ、日々の保育の中で愛着関係を形成している。

◇改善を求められる点

◆事業計画に重点的に取り組む項目の明示

単年度の事業計画は、前年度の事業計画を評価・反省して「事業報告書」を作成し、それを反映させた次年度の事業計画を作成している。しかし、事業計画には重点的に取り組む項目の設定がなく、目標数値等も設定されていない。期中の進捗評価や期末の最終評価を確実にを行うために、事業計画には重点的に取り組む項目を掲げ、目標数値や具体的な到達点を設定することが望ましい。また、「事業報告書」では、園の1年間の活動や取組みを詳細に報告することが求められる。

◆苦情情報の公表

ホームページや各種のパンフレット等を活用し、法人や園の情報を発信している。近年、苦情処理や不適切な保育に関する情報についても公表が求められるようになってきている。事業運営の透明性を担保する意味合いからである。当法人においても、「苦情解決処理要綱」の中に、受け付けて解決した苦情の情報を、公表する方法等を記載して実施することが望ましい。

◆虐待等権利侵害が疑われる事例の早期に発見

家庭と連携し、子どもの心身の状態や家庭での養育の状況の把握に努めている。登園時の視診では、家庭における虐待等権利侵害が疑われる事例を早期に発見するために、痣や傷などの確認を行っている。今後はマニュアルの整備を行い、現状は慣れた職員が行っている視診等を、職員全員が実施できるような体制の整備が求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審して、保護者様が施設に対して求められている点、施設運営において特に高く評価していただいた点、改善が求められる点を職員が理解し、今後の施設運営においてしっかりと取り組んでいくべき事が明確になりました。高く評価をして頂いた点については、より良くしていくという志を持ち、更なる改善に取り組んでいきたいと考えています。改善に求められる点については、明文化や文書化の必要性を丁寧に助言いただき、早速取り組んでいます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 仏教保育に根差した「生きる」、「生かす」、「生かされる」を柱とした法人の基本的な理念がある。園の方針として「良く遊ぶ」、「良く絵本を読む」、「個性を尊重したお子様を育てる」を挙げており、ホームページやパンフレットで詳細を説明している。職員や保護者への理念の浸透も図られている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 市内に同業の事業所がないため、市の保育課と密な連携を図り、園運営に必要な情報を共有している。厚労省のホームページを常にチェックし、全国的な福祉施策や保育の動向にも目を向けている。法人内では、毎月幹部職員による会議が行われており、収集した情報を検討するとともに、職員に必要な情報は、毎月の職員反省会で伝えられている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 「職員の質の向上」を喫緊の課題として挙げており、法人代表（基幹幼稚園の園長）が毎月定める「月の目標」に沿って職員個々が個人目標を設定して取り組んでいる。非常勤職員はベテランの職員を揃えているが、正規職員が全員勤続1年未満のため、職員バランスに偏りが生じている。早期の職員育成が期待される。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 法人（学校法人長沢学園）全体の幹部会で、法人の中・長期的な方向性が検討されており、その結果として地域の0～2歳児を対象とした「パオパオルール」に続き当園（「パオパオルームⅡ」）の開設に至っている。ただ、将来的な展望（中・長期計画）が明文化されて法人内外に示されることはなく、職員への周知も図られていない。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<コメント> 明確な中・長期計画が示されていないため、単年度の事業計画は、前年度の事業計画を評価・反省して「事業報告書」を作成し、それを反映させた次年度の事業計画を作成している。事業計画には重点的に取り組む項目の設定がなく、目標数値等も設定されていない。また、「事業報告書」では、園の1年間の活動や取り組みを詳細に報告することが求められる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 事業計画に数値目標や具体的な到達点の記載がないため、期中での進捗評価や計画の見直し、変更等は行われていない。園の課題を考慮した具体的な重点項目を定め、毎月の定例会で進捗を評価していくことが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 0～2歳の子どもが対象となるため、特に行事計画を定めず、設定された日課（保育スケジュール）に従って日々の保育が行われている。保護者の興味や関心のある活動、取組みに関しては口頭で伝えられているが、それらの内容を文書で伝えることが望ましい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 毎月「園の目標」が示され、それを個人の月目標に落とし込んで取り組み、保育の質の向上を目指している。園の目標及び個人目標は毎月の定例会（職員会議）で評価し、次月の目標設定につなげている。個人目標や園全体の目標の評価に加え、保育全般にわたる自己評価の実施が求められる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園の目標に従って職員個々が目標を設定しているが、逆に、個人目標の評価の集約、分析から園の課題を抽出して園の目標に挙げていく仕組みはない。個人目標の取組みを職員の育成面に活用するだけでなく、園の課題の抽出～改善へとつなげることが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長の責務は「運営規程」に記載されており、職員に対しては定例の会議で自らの考えや方針を伝えている。保護者に対しても、入園説明会等の機会を利用して所信を表明している。ただ、園長不在時の権限代行者が明確になっていない。園長が常時園に在籍していないだけに、常時、非常時を問わず、園長権限の委任先を明文化しておくことが求められる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ	b・c
<コメント> 3園（幼稚園と小規模保育所2園）合同の定例会の中で随時研修を行い、法令順守に取り組んでいる。特に、近年問題となっている職員による「不適切な保育」に関しては、関連するマニュアルや手引きを活用して研修を行っている。園全体に、コンプライアンス意識の高さが感じられる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> 保育室内の遊具や絵本を充実させ、基本方針通りに、「良く遊ぶ」、「良く絵本を読む」保育を実践している。絵本の読み聞かせに関しては、「読ませたい絵本100選」の中からも、職員が子どもの年齢や理解力、興味・関心を考慮して選び、読み聞かせている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ・c
<コメント> 小規模保育所としては基準以上の厚い職員配置を敷き、職員の業務負担が過重にならないよう配慮している。正規職員のほとんどが勤続1年未満であり、園長が保育の現場に常駐していないことから、指揮命令系統の体制強化が求められる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b・c
<コメント> 職員の確保（採用計画）は法人の本部が主導して行われ、離職等で欠員が生じた際に採用活動を行い、職員を補充している。職員雇用は安定しており、特段「保育士不足」に悩まされることはない。職員に欠員が生じれば、直ちに採用活動を行って職員の補充が行われている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 成果主義的な要素を組み込んだ人事管理を行っており、人事考課も実施されている。ただ、人事考課の仕組みに自己査定のプロセスがなく、上司による査定が処遇に反映される仕組みである。目標管理も行われているが、目標達成度（成果）を人事考課に反映させる仕組みは整っていない。昇給・昇格等の人事基準の明確化（職員周知）や、目標管理制度と人事考課制度とが連動した仕組みづくりを期待したい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>有給休暇の取得や時間外勤務、持ち帰り仕事等、職員の働きやすさの指標となる項目に問題視する要素はない。子育てや家族の介護を必要とする職員には、時短勤務や勤務シフトの調整等も行っている。職員雇用の安定から見ても、一定レベルの働きやすい職場環境は実現できている。ただ、園長が園に常駐していないことが職員の不安要素となっており、今後不満へとつながることがないように配慮されたい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員育成の柱を「研修」と「目標管理」の置き、計画的に進めている。研修は、体系的な大谷保育協会の教育・研修体系に沿って実施され、補完的に園長等による内部研修が行われている。目標管理は、毎月示される理事長からの「月の目標」に沿い、職員各自がそれぞれに合った目標を設定して取り組んでいる。目標の進捗管理や評価は、定例の会議を活用している。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和5年度 研修一覧」があり、大谷保育協会の研修カリキュラムに沿って実施されている。研修の履修後には報告書が提出され、研修での気づきが所感としてまとめられている。所感の中に、今後のアクティブプランが記載されているが、それが実際の保育の中で実践されたか否かの検証の仕組みがない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>大谷保育協会の研修体系に沿った研修を実施しており、補完的に園長等が内部研修を行っている。毎月の定例会議には職員全員が参加しており、この中で時流に合った研修が組まれることが多い。職員の研修参加の機会は十分に確保されている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園の開設から3年目であり、保育実習生を受け入れようとの意識はあるが、受入れ体制の整備が遅れている。まずはマニュアルを作成し、本体（木田幼稚園）と連携して受入れ体制を整備することが望ましい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページや各種のパンフレット等を活用し、法人や園の情報を発信している。近年、苦情処理や不適切な保育に関する情報についても公表が求められるようになってきている。「苦情解決処理要綱」に、受け付けて解決した苦情の情報を、公表する方法等を記載することが望ましい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の現金出納は「小口現金制」をとっており、園長が決裁権を持ち、実際の現金出納責任は1名の職員が任されている。決裁者と出納責任者の役割を2名に分かつことにより、内部牽制が働く仕組みとなっている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「全体的な計画」の中に、「地域とのかかわりを大切にする保育」の項目を取り、方向性を示している。具体的には、地域の文化や伝統に触れて、地域への親しみや生活体験を醸成しようとしている。コロナ感染症への対応・対策もあって取組みの難しさはあるが、未就園児の保護者から相談を受けたり、幼稚園見学者が園に立ち寄って説明を受けるなどの取組みがある。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ ③	
<p><コメント> ボランティア受入れの意識は乏しく、これまでにボランティアを受け入れた実績は記録に残っていない。子どもたちが、家族や職員等の限られた人以外の人と接する「たいけん」は貴重である。子どもの社会性伸長のためにも、マニュアルを整備して積極的なボランティアの受入れを実施されたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 市内に同種の園（小規模保育所）が存在しないこともあり、他園との横のつながりは深くない。園運営のための重要な情報は、市の保育課から得ており、本体の幼稚園を經由して入ってくることも多い。家庭における児童虐待等の権利侵害がうたがわれる場合には、児童相談所と連携して対応する仕組みがある。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 市の園長会への参加や法人内の3施設（幼稚園、小規模保育所2園）合同の会議等で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。複数の小規模保育所（パオパオルーム、パオパオルームⅡ）を開設したのも、地域の福祉ニーズを把握・分析しての結果である。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 未就園児の保護者の相談に乗ったり、幼稚園見学の保護者が園に立ち寄れば、園（小規模保育所）の情報を伝える等の取組みはある。ただ、園が社会資源として地域から認知されるには至っておらず、様々な取組みや活動を通して地域に貢献する等、認知度の向上に努められたい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「心得」を各自持ち、長澤学園の理念方針を熟知し、保育士会の倫理綱領も載っており、日々の保育に生かせるよう鋭意努力している。子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されており、組織内での共通理解を持つことができている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業や虐待防止等の規程、マニュアルも配付されており、子どものプライバシーのために子どもの情報等をSNSなどに載せても大丈夫か「許可書」があり、保護者に確認している。「許可書」は個人情報取扱についての同意書になっている。研修を受けた職員はいないので、研修などで取組みを補完されたい。保護者等への周知も不足している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>園見学を積極的に実施しており、利用希望者にはその都度丁寧な説明を行い、資料は誰にでも分かる内容になっている。公共施設などの多くの人が手に入れられる場所に資料を置いていくようにしていくことで、情報の積極展開が期待される。資料の設置場所をはじめ、情報提供の見直しをしていく必要がある。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉙ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育開始の際には保護者の意向に配慮して、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項などをわかりやすく説明している。説明等の内容は書面にて残している。入所時により詳しいものを渡すか、より工夫した内容の資料を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書などが見当たらない。管理者（園長）は把握していると思われるが、保育現場の職員にとっては取り決めもなく対応の方法を理解していない。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉛ ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足の向上を目的とする仕組みについては整備されていない。職員は日々の保育（デイサービス）に集中して取り組んでおり、保育の中で子ども状態を把握するよう努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉜ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情受付担当者は明示されており、保護者が申し出する先が分かるようになっており、申し出しやすい。苦情解決の仕組みについても、保護者に資料を配付して説明している。苦情をまとめたファイルがあり、苦情内容に基づいて質の向上に取り組んでいる。苦情に関する記入を随時できるよう、カードなどを玄関等の目立つところに設置することが望ましい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 玄関に相談窓口の提示があり、時間は作ることができるので、相談の希望があれば随時対応できるようになっている。相談があれば、その都度担当者と呼ぶようにしている。秘密保持できる場所として、事務所内の一室で話すようにしている。相談に関する説明を文書化すると、一層相談しやすくなると思われる。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 相談や意見があれば職員全員で共有して、保育の質が向上するように取り組んでいる。また、朝礼で相談内容を明らかにし、その場で解決策を出している。ただ、相談を受けた場合に対処するための明文化されたマニュアルはない。今後の課題となっている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 事故発生時の対応と安全確保について、責任と手順などを明確にして全職員に周知し、共有している。事故や怪我の事例を積極的に収集し、職員で発生要因を分析して改善策や防止策を検討し、それに沿って実施している。しかしながら、リスクマネージメントの責任者を明確にした体制が整備されていない。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 発熱等があった場合には部屋の隅で休んでもらうなどの予防策が適切に講じられており、感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。他のマニュアル中に項目として挙げられているが、感染症の予防や対応に関するマニュアルを作成していく必要がある。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 毎月想定される災害の内容を変更して避難訓練に取り組み、避難方法やルートの確認などを職員全員が周知している。年に1回、木田保育園と合同で消防署立ち合いの訓練を行っている。食糧備蓄の状況が把握されていない。今後、津波や液状化などを想定した訓練を行っていく予定である。保護者の安否確認の方法を定めることも課題となっている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法が分かりやすく適切に文書化されており、職員に周知徹底されている。いつでも確認できるように事務所に置かれている。今後は現状のものに厚みを増しながら、標準的な実施方法の実施状況を確認する仕組みを構築することが望まれる。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は定まっているものの、見直しの機会は月末に1回の反省会を持ち、定期的に行われている。問題点についてはメールでの共有を行っている。ただ、指導計画の内容に触れることはほとんどなく、現場の職員が見直ししていけるように検討されたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 指導計画は施設長（園長）が作成しており、保育現場の日案は主任が作成する仕組みになっている。個別指導計画における具体的なニーズを、指導計画と連携させていくことが求められる。個別やクラスの指導計画に関しては、具体的かつ分かりやすく表記することが望ましい。指導計画と現場の保育状況との一致が急務である。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 木田幼稚園で月案が作られ、それを基に日案を現場の職員が作成している。保育現場において指導計画の見直しの機会を設けられるためにも、園長以下職員間の情報共有の方法などを検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 子どもの発達状況等は統一した様式により把握されている。「記録ファイル」に記録しており、このファイルにより園内で情報共有ができています。職員が集まり次第、口頭でも情報共有を行っている。その後出勤した職員にはすぐに伝達されている。様々な情報共有の方法がとられているが、情報の流れを明確にして情報共有を行いやすくすることが求められる。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 職員は「個人情報規程」を遵守しており、教育や研修も行われている。規程については保存や廃棄など一部不足の部分があり、十分なものに仕上げることが求められる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は子どもの心身の発達に応じて考慮されており、全体的な保育の方針、目標に基づいている。定期的な評価を実施できていないので、今後評価していくことを検討されたい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内の温度や湿度、採光は常に適切であり、子どもたち一人ひとりが落ち着くことができる生活空間になっている。園内外のハードウェアの設置も適切である。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりを受容し、ゆったりとした環境の中で、子どものあるがままの姿を受け止めている。法人の理念である「生きる」、「生かす」、「生かされる」に沿い、子どもの状態に応じた保育を実施している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども本人の意思を尊重するよう、手洗いなどで怒った時などやってみてもらう、食事で食べたいと意思表示すれば食べてもらうなどの姿勢で臨んでいる。子どもたちの自分でやろうとする気持ちを尊重し、保護者と話し合っ一人ひとりの生活のリズムや生活状況を考慮して援助を行っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>小規模保育所という限られた環境設定の中ではあるが、工夫をしながら、子どもたちの発達を促せるよう保育を行い、子どもが自主的、自発的に生活と遊びができるように日々努めている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達段階に応じて、家庭と連絡を密に取っている。ゆったりと優しく応え、愛情豊かに接することを心がけ、日々の保育の中で愛着関係を形成している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが十分探索活動ができるように事故防止に努め、活動しやすい環境を整えて、様々な遊びを取り入れている。子どもを受容し、自我の育ちを受け止めて適切な保育を行っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 障害のある子どもの保育に関しては、職員が研修を受けて子どもの状況に応じた保育を行うことができるようにしている。研修内容は発達障害、自閉症、多動などで、名古屋芸術大学の講座を受けている。入園時のアセスメントを基に、個別の指導計画を作成することが望ましい。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉕ ・ b ・ c
<コメント> 様々な年齢の子どもに応じた環境を整備して、保育の内容や方法に配慮している。長時間保育に関しても、家庭的でゆったりと過ごせる環境を整えており、子どもが安心してくつろげるよう工夫している。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 睡眠時には「チェック表」を使って乳幼児の様子を観察・把握している。視診、触診を午前中と午後を実施し、健康管理に努めている。子どもの保健に関する計画を作成していくことを検討されたい。子どもの健康状態は急変する場合があるので、管理者が現場で直接子どもの状況を把握できるように努められたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 健康診断や歯科健診の記録は、家庭での生活に生かされるように情報共有している。今後、健診の結果を個別の指導計画に反映させて、より一層子どもの健康に留意した保育生活をサポートできるようにされたい。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 看護師を配置しており、アレルギー疾患などのある子どもについては、医師の診断書により保護者と打ち合わせを行っている。打合せの結果を、除去食の提供など、アレルギー児の給食時の献立作成などに活かしている。確認は、食事をする際の配置も含めて職員が対応しており、誤嚥・誤食の無いように取り組んでいる。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉙ ・ c
<コメント> 食育として、子どもと一緒に食べて感覚の共有を行っている。子どもが楽しく落ち着いて食事を摂ることができる環境を作り、発達に合わせた食事の援助を行っている。食事量を減らすことはできるが、増やすことができないのが課題となっている。食育計画については、今後の検討課題となっている。		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 配慮された食事であるようだが、献立は配食業者のものであり、工夫する余地は残されている。また、ひな祭りや七夕、クリスマスなどの時節に応じた行事的なものに関しては、（配食業者に対して）園からの要望を伝えることが望ましい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「連絡帳」や送迎の際に日常的な情報交換、情報共有が行われており、子どもの成長の状況を家庭と連携して把握することに努めている。職員全てが同様に記録できるように、記録するための様式を工夫して書面に残し、情報共有するようになると、より一層家庭と連携できるものになると思われる。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 保護者との信頼関係を構築し、相談をしやすい環境づくりに取り組んでいる。どのような内容のことであっても、必ず記録に残していくことで、一層の信頼関係が深まっている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ネグレクト等から重度の虐待につながる恐れのある場合には、職員が適切に対応できるように体制を整えている。子どもの心身の状態や家庭での養育の状況の把握に努めている。登園時の視診で痣や傷などの確認を行っている。今後はマニュアルの整備を行い、現状は慣れた職員が行っている視診等を、職員全員が実施できるような体制の整備が求められる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 研修など積極的に参加して、職員間でも話し合いの機会を多くとるように心がけて、保育実践や専門性の向上に努めている。毎月、個人目標を設定して見直しを行っている。		